

商標制度・認定証

地域団体商標制度

近年、特色ある地域づくりの一環として、地域の特産品等を他の地域のものと差別化を図るための地域ブランド作りが全国的に盛んになっています。このような地域ブランド化の取組では、地域の特産品にその産地の地域名を付す等、地域名と商品名からなる商標が数多く用いられています。しかしながら、従来の商標法では、このような地域名と商品名からなる商標は、商標としての識別力を有しない、特定の者の独占になじまない等の理由により、図形と組み合わされた場合や全国的な知名度を獲得した場合を除き、商標登録を受けることはできませんでした。

このような地域名と商品名からなる商標がより早い段階で商標登録を受けられるようにすることにより、地域ブランドの育成に資するため、平成17年の通常国会で「商標法の一部を改正する法律」が成立しました。平成18年4月1日に同法が施行され、地域団体商標制度がスタートし、高い関心を集めています。「はかた地どり」は平成24年度に登録されました。

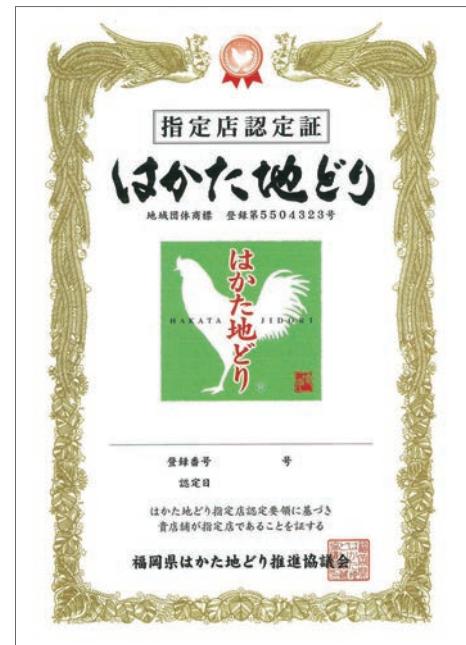
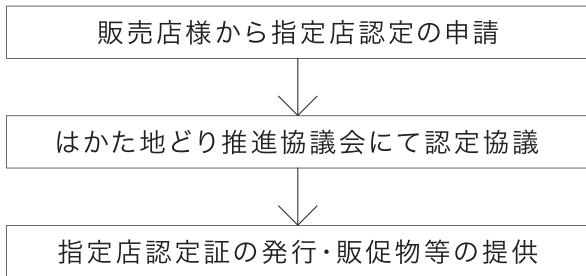


■地域団体商標制度

はかた地どり指定店認定証

福岡県やはかた地どり生産者協議会などで構成する「福岡県はかた地どり推進協議会」では、福栄組合と販売店様の協力体制を強化し、ブランドの強化と販売力の継続強化の為、指定店制度を導入いたしました。

販売店様から指定店認定の申請後、はかた地どり推進協議会にて認定協議が実施されます。認定されると指定店認定証を販売店様へ発行し、順次販促物等を提供しています。



■はかた地どり指定店認定証